

# 長崎県の財政

(平成18年12月)



長崎県

この冊子は、財政事情説明書の作成及び公表に関する条例及び地方自治法第219条（予算の公表）、第233条第6項（決算の公表）の規定により公表するものです。

## はじめに

この財政事情の公表は、県民の皆様には県の財政の状況、財政運営の実態をご理解いただくため毎年6月と12月の2回行っているもので、今回は、平成18年度の前回の公表後の予算の補正の状況、及び平成17年度の決算の状況について公表するとともに、県民負担の状況、県有財産の状況及び公営企業の経営状況について、そのあらましをご紹介します。

県民の皆様には、この冊子を通じ、本県の財政事情についての深いご理解と県政への一層のご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、平成17年度の決算は、物品調達にかかる不適切な事務処理問題により、県議会において不認定となりました。県民の皆様には大変なご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを、心からお詫び申し上げます。

平成18年12月

長崎県知事 金子 原二郎